

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和6年7月16日

かつらぎ町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			三谷	無	R2 ～ R6	横手集落
	○			三谷	無	R2 ～ R6	三谷東集落
	○			山崎、三谷	無	R2 ～ R6	山崎2集落
	○			教良寺、三谷	無	R2 ～ R6	教良寺集落
	○			三谷	無	R2 ～ R6	笠上集落
	○			丁ノ町、柏木	無	R2 ～ R6	西宝形第2集落
	○			大畑	無	R2 ～ R6	藤塔集落
	○			妙寺	無	R2 ～ R6	東奥ノ山・池ノ上集落
	○			丁ノ町、妙寺	無	R2 ～ R6	丁ノ町第1集落
	○			丁ノ町	無	R2 ～ R6	東宝形集落
	○			大畑	無	R2 ～ R6	霧迫集落
	○			大畑	無	R2 ～ R6	大畑集落
	○			大畑、西飯降	無	R2 ～ R6	大畑登り尾集落
	○			短野	無	R2 ～ R6	短野上集落
	○			妙寺	無	R2 ～ R6	宝形山集落
	○			柏木、大谷、大藪、広浦	無	R2 ～ R6	西柏木集落
	○			柏木、丁ノ町	無	R2 ～ R6	東柏木第1集落
	○			笠田東	無	R2 ～ R6	堂田・赤阪池集落
	○			萩原	無	R2 ～ R6	萩原1集落
	○			背ノ山、窪	無	R2 ～ R6	背ノ山八峰前集落
	○			笠田中	無	R2 ～ R6	後谷集落
	○			窪	無	R2 ～ R6	窪3集落
	○			笠田中、笠田東	無	R2 ～ R6	笠田中赤阪山集落
	○			笠田東	無	R2 ～ R6	黒岩集落
	○			笠田東	無	R2 ～ R6	主花谷集落
	○			広浦	無	R2 ～ R6	広浦集落
	○			広浦	無	R2 ～ R6	藤ヶ尾集落
	○			佐野、広浦、大谷	無	R2 ～ R6	法田・菊井集落
	○			笠田東	無	R2 ～ R6	池尻集落
	○			広口	無	R2 ～ R6	広口寺垣内・鬼虎集落

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			滝、丁ノ町、妙寺	無	R2 ~ R6	東滝集落
	○			広口	無	R2 ~ R6	大松2集落
	○			平、東谷	無	R2 ~ R6	大久保集落
	○			滝	無	R2 ~ R6	西滝集落
	○			広口	無	R2 ~ R6	下津川集落
	○			広口	無	R2 ~ R6	薄月集落
	○			広口	無	R2 ~ R6	下広口集落
	○			平、東谷	無	R2 ~ R6	平集落
	○			平、広口	無	R2 ~ R6	下津川2集落
	○			滝、広浦	無	R2 ~ R6	福田集落
	○			東谷	無	R2 ~ R6	中畑集落
	○			東谷	無	R2 ~ R6	東谷集落
	○			広口	無	R2 ~ R6	大林集落
	○			滝	無	R2 ~ R6	五條平集落
	○			新城	無	R2 ~ R6	下新城集落
	○			東渋田、平沼田	無	R2 ~ R6	西垣内集落
	○			新城	無	R2 ~ R6	上新城集落
	○			東渋田、平沼田	無	R2 ~ R6	名山集落
	○			平沼田	無	R2 ~ R6	八王寺原集落
	○			星山、星川、日高	無	R2 ~ R6	星山集落
	○			兄井、寺尾	無	R2 ~ R6	兄井中集落
	○			東渋田、宮本	無	R2 ~ R6	お茶屋原集落
	○			星川、御所、東渋田	無	R2 ~ R6	星川集落
	○			東渋田、宮本	無	R2 ~ R6	畑之段集落
	○			日高	無	R2 ~ R6	日高集落
	○			平沼田	無	R2 ~ R6	平沼田東集落
	○			御所、星川、日高	無	R2 ~ R6	御所1集落
	○			上天野、下天野、神田	無	R2 ~ R6	天野集落
	○			柏木、丁ノ町、大藪	無	R2 ~ R6	東柏木第4集落
	○			中飯降、西飯降、妙寺、大畑	無	R2 ~ R6	中飯降集落
	○			笠田東	無	R2 ~ R6	上松西集落
	○			移	無	R2 ~ R6	平山集落